

令和4年第2回砂川市都市計画審議会 議事録

日 時：令和4年3月23日（水曜日）午後1時25分から午後1時45分

場 所：砂川市役所 本庁舎2階 大会議室

出席者

【審議会委員（会長、以下名簿順 敬称略）】

会長 関尾一史、多比良和伸、中道博武、小黒 弘、齊藤智基、西島弘志、其田勝則、
伊藤 学、安海智久、小関 徹

【砂川市】

建設部長 近藤恭史、土木課長 金泉敏博、土木課都市計画係長 谷 龍典

1. 開会

建設部長：定刻前ではございますが、委員の皆様全員お揃いになりましたので、会議の方始めさせていただきたいと思います。

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和4年第2回砂川市都市計画審議会を始めます。

2. 会長挨拶

建設部長：はじめに会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長：本日は年度末の折、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、お礼申し上げます。

2月8日に、本審議会に対しまして、市長から諮問のありました、砂川市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画につきまして、原案の承認を行ったところであります。承認に基づきまして、この間、市の担当課におきまして、計画の決定に向けて、パブリックコメントと北海道との協議の取り組みを実施されていることと思いますが、その市民意見及び北海道との協議による意見と、それを反映させた案につきまして、説明を伺ったうえで、最後に、計画案を本審議会から答申をするかどうか、本日これから、委員の皆様にお諮りしてまいります。

案につきましては、前回の審議会において、すでに詳細な説明を受けているところですが、市長への答申に向けて、慎重審議してまいりたいと考えておりま

すので、委員の皆様のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 議事

建設部長：砂川市都市計画審議会条例の規定によりまして、本日の会議成立について、10名の委員皆さん全員のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

これ以降の議事につきましては、会長のお手元で進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

会長：議事の方に入りたいと思います。お手元にあります次第に沿いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

今回取り上げます議題につきましては、前回同様、2件ありますが、相互に関連がありますので、事務局から一括して説明願います。

事務局：砂川市都市計画マスタープランについて及び砂川市緑の基本計画につきまして一括して、前回審議会開催以降の経過、及び結果につきまして説明いたします。

前回の審議会において承認を受けました素案の、パブリックコメント及び北海道協議の実施結果及び意見の反映につきまして説明いたします。

はじめに、パブリックコメントの実施結果について報告いたします。パブリックコメントは、砂川市パブリックコメント手続実施要綱の規定により、実施期間は2月14日から3月16日の30日間、意見箱の設置と、市ホームページ及びファクシミリ受付にて、意見を募集したものです。

提出された意見は、個人2名から各1件ずつ、合計2件でありました。いずれも、都市計画マスタープランに対する意見で、内容につきまして説明いたします。

1件目は、計画内に対する箇所の指定はなく、主にまちづくり全般に対する御意見でした。これまでの市の事業の経過に触れられつつ、市民意見の反映について述べられたものと捉えております。市の考え方は、市民意見の反映につき、本計画策定において実施した市民アンケート、及び計画の推進における市民協働の取り扱いについて、また、ご意見の中のまちづくりに対するイメージについて、計画における対応点を説明する回答としております。

2件目につきましては、計画の後半の、地域別構想の中で、豊沼地域の土地利用規制の方針のうち、国道12号沿道につきまして、用途地域を具体的に記し、工業系以外の建物が許容される準工業地域と示すべきとの御意見をいただき

ました。市の考え方は、本計画では、土地利用規制内容の検討の方向性を示すものであり、今後、計画に基づき、変更の必要性の有無や土地利用規制内容について、検討を進めることから、修正等を行わず、準工業地域とのご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。

以上のことから、計画案につきまして、パブリックコメントの実施による修正の必要はないと判断しました。

パブリックコメントに対する回答は、市ホームページにおいて公表を予定しています。

次に、北海道との協議結果についてご報告いたします。

北海道と協議を行い、両計画に意見がありました。意見の趣旨につきましては、1、都市計画などの制度に則った表現とすべきもの、2、広域的な観点から、表現及び内容の調整が必要なものとなっており、検討の結果、修正のうえ意見を反映し、北海道の了解を得たものです。

主な修正箇所ですが、都市計画マスタープランにつきましては、広域的観点から、北海道と市町村で構成する石狩川流域下水道組合の運営する流域下水道の記述の追加、国が実施中の国道12号無電柱化の表現の追加、北海道が決定する砂川都市計画 都市計画区域の整備、開発保全の方針の内容とJR砂川駅との表現の整理、そして、今後具体的な都市計画決定を実施する際、北海道の決定にかかわる、都市計画決定の表現の見直しなどとなっております。緑の基本計画につきましては北海道が推進するゼロカーボン北海道の取入れ、国が推進するグリーンインフラ及び関連事業の取入れなどとなっております。いずれの意見も、計画案の骨子の変更は伴わず、計画の方向性の強化に資すると考え、意見を反映し、修正を図ることにしました。

以上がパブリックコメント及び北海道協議の説明となりますが、更に、一般的に用いられることの少ない専門用語や、定義を明らかにしたほうがよいと思われる言葉の説明について、両計画それぞれ「用語集」を巻末に追記し、決定案として作成いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上、砂川市都市計画マスタープラン及び砂川市緑の基本計画についての説明を終わります。

会 長：これから質疑、審議に入りたいと思います。

ご意見、ご質問がありましたら受け賜りたいと思います。

無ければ、お諮りいたします。

議題1から2で諮問のありました、砂川市都市計画マスタープラン及び砂川市緑の基本計画につきまして、この内容で決定し、答申することとして宜しいか伺います。

～ 委員の皆さんの了承 ～

会 長：異議なしということで、答申を決定いたします。
以上で、すべての協議事項が終了いたしました。

4. その他

会 長：最後に、日程4の「その他」について、事務局から説明願います。

建設部長：それでは、事務局よりご説明いたします。

皆様これまで2回にわたりましてご審議をいただきまして誠にありがとうございます。
ございます。

この後、「砂川市都市計画マスタープラン(案)」及び「砂川市緑の基本計画(案)」
につきまして、市長へ答申していただくこととなりますが、この会場で、市長
に、審議会を代表しまして会長より、答申を賜りたいと存じますので、どうぞ
よろしく願いいたします。答申後は、市長から挨拶をいただいた後、解散と
いう運びで進めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和4年第2回審議会は閉会といたします。引き
続きこの会場において答申を行いたいと思います。会長におかれましては、お
席の方へお戻りいただきしたいと思います。